

国民健康保険税の課税限度額について

1. 令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）

改正内容（国民健康保険税関係）

国民健康保険税の基礎課税等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）に引き上げる。

課税限度額の推移

	医療分	後期分	介護分	合計
平成30年度	54万円	19万円	16万円	89万円
令和元年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和2年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
前年度比較	2万円	1万円	0万円	3万円

2. 引き上げによる本市の影響額等について

- (1) 国が定める国民健康保険税の課税限度額については、地方税法施行令によりほぼ毎年度変更が行われています。（令和3年度は変更なし）本市においては、国基準の変更後、一年遅れで条例改正を行い、引き上げを行ってきましたが、税率の見直しに伴い、課税限度額を政令に定める額と同額とするよう、政令の規定を国民健康保険税条例に引用することに改めました。

☆ 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和4年3月公布予定）

第56条の88の2第1項中「63万円」を「65万円」に改め、第2項中「19万円」を「20万円」に改める。

- (2) 引き上げによる影響

	世帯数 (延べ)	課税限度額を超過する世帯数		影響額
		現状	引き上げ後	
医療分	25,148世帯	222世帯 (0.9%)	206世帯 (0.8%)	約430万円増
後期分		202世帯 (0.8%)	182世帯 (0.7%)	

限度額の引き上げにより「限度額を超過する世帯数」は、医療分で16世帯、後期分で20世帯減少し、引き上げによる影響額（算定額の増額）はそれぞれ約430万円、約190万円と見込まれます。（税率の改正により医療分では5世帯、後期分は19世帯が限度額を超過すると見込まれます。）

課税限度額超過世帯（211世帯・税率改正後の医療分）の所得割対象額の平均は約1,800万円、固定資産税は約64万円となっています。

* 資産割がない単身世帯の場合、所得が約1,280万円限度額となります。